

社外役員の独立性基準

1. 現在または過去において、当社、当社の子会社または関連会社の業務執行取締役、執行役員、その他の従業員となつたことがないこと
2. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう）、または主要株主である団体に現在所属している者でないこと
3. 当社の現在の主要な借入先（当社グループが借入れを行っている金融機関であつて、その借入金残高が当社事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう）に現在所属している者でないこと
4. 直近3会計年度において、年間のグループ間の取引総額がいずれか一方にとって、その連結売上高の2%以上の取引先およびその子会社または関連会社に現在所属している者でないこと
5. 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者（コンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家）、または当該組織の平均年間総費用の30%以上の金銭その他の財産上の利益を得ている団体に現在所属している者でないこと
6. 当社、当社の子会社または関連会社から取締役を受け入れている会社およびその子会社に現在所属している者でないこと
7. 上記1～6で独立性がないと判断される者の二親等以内の親族または配偶者若しくは同居の親族でないこと

以上